

○函南町景観まちづくり条例  
平成31年3月15日条例第5号  
函南町景観まちづくり条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)  
第2章 良好な景観の形成  
第1節 景観計画(第7条)  
第2節 行為の制限(第8条―第15条)  
第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第16条)  
第3章 景観まちづくりの推進  
第1節 景観まちづくりの推進(第17条―第20条)  
第2節 町民等の景観まちづくりへの支援(第21条・第22条)  
第3節 景観まちづくりの推進体制(第23条―第28条)  
第4章 雑則(第29条)  
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の平坦地、丘陵地及び山間地における多様な景観や富士山の眺望景観等を守り、創り、活かした景観まちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 町、町民及び事業者が、協働により良好な景観を保全、継承及び創出することをいう。
- (2) 町民 町内に居住する者及び町内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業を行うものをいう。
- (4) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 建築物以外の工作物で規則において定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、町民及び事業者(以下「町民等」という。)の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 町は、公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成における先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

4 町は、良好な景観の形成に関する町民等の意識の醸成を図るとともに、町民等による自主的な景観の形成に関する取組への支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らが行う事業活動が、良好な景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、その事業活動に際して積極的に、良好な景観の形成に資するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に、協力するよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、その意義を高めるとともに、積極的に良好な景観の形成に資するよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に、協力するよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、国、県その他の関係機関に対し、良好な景観の形成について、協力を要請するものとする。

第2章 良好な景観の形成

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 町長は、景観まちづくりを推進するため、法第8条第1項の景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ第23条の函南町景観審議会(第23条を除き、以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

第2節 行為の制限

(届出を要する行為)

第8条 景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)内における法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更のうち、規則で定めるもの
- (2) 木竹の伐採のうち規則で定めるもの
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再資源その他の物件の堆積のうち、規則で定めるもの

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為(規則で定める工作物に係る行為に限る。)のうち規則で定めるもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定めるもの

2 前項各号の規則で定める行為は、景観計画区域内において定められた地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為(法第16条第7項に規定するものを除く。)とする。

(完了届)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(景観計画の遵守)

第12条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第13条 町長は、法第16条第1項各号に掲げる行為が、景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告、命令等に係る手続)

第14条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、必要に応じ審議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、第10条の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき又は変更命令の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、法第17条第2項の期間を延長することができる。この場合、届出をした者に対し、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

(公表)

第15条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

3 町長は、第1項の規定により公表する場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

### 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第16条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 町長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、規則で定める事項を告示し、法第21条第2項の規定に基づき標識を設置しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条又は法第35条の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

## 第3章 景観まちづくりの推進

### 第1節 景観まちづくりの推進

(景観重点地区)

第17条 町長は、景観計画において、景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を、景観重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該重点地区の所有者等の同意を得たうえで、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3 町長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該重点地区の所有者等に通知するとともに、規則で定める事項を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

5 町長は、第1項の規定により重点地区を指定したときは、当該重点地区における法第8条第2項に規定する事項その他必要な事項を、重点地区ごとに定めることができる。

(眺望地点の指定)

第18条 町長は、富士山その他の函南町特有の景観を眺望できる地点を、眺望地点として指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該眺望地点の所有者等の同意を得たうえで、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3 町長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を当該眺望地点の所有者等に通知するとともに、規則で定める事項を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(眺望地点の整備)

第19条 町長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、当該眺望地点の整備に努めるものとする。

(景観を阻害する土地、建築物又は工作物)

第20条 町長は、土地、建築物又は工作物が、良好な景観の形成を著しく阻害していると認めるときは、その改善に取り組むものとする。

### 第2節 町民等の景観まちづくりへの支援

(支援)

第21条 町長は、景観まちづくりを推進するために特に必要があると認めるときは、町民等に対し、技術的な助言その他必要な支援をすることができる。

(表彰)

第22条 町長は、景観の形成に寄与していると認める建築物、広告物等その他の物件について、その所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 町長は、景観の形成に関し功績があると認める者又は団体に対し、表彰することができる。

3 前2項における表彰は、函南町表彰条例(昭和39年函南町条例第29号)に準じ行うものとする。

### 第3節 景観まちづくりの推進体制

(審議会の設置)

第23条 町長は、良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議するため、函南町景観審議会を置く。

(審議会の組織)

第24条 審議会の委員は、10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体から推薦を受けた者

(3) 町民

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 町長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第25条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、所掌する事務の審議に当たり必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第27条 審議会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(景観整備機構の指定の手続)

第28条 町長は、法第92条第1項の規定により、景観整備機構を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

## 第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2章第2節の規定は、平成31年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に開催される審議会は、第26条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。